

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

日本的製品の復活に懸ける想い 大企業26社の若手が新団体設立

9月初めの東京都内。大手企業の若手社員が企業の枠を超えて120人ほど集まった。主に30代の社員たちが、革新的な技術やサービスを生み出すための提言を行っていきこうと、新しい団体の設立を宣言したのだ。その名も「One JAPAN」。あえて訳せば「一つの日本」「唯一日本」や「No.1」ともとれる。

設立総会に集まったのはトヨタ自動車やパナソニック、NTTグループなど26社の有志。

今日の日本企業には、組織の膨張とともに機敏な経営ができなくなり、革新的な技術やサービスを生み出せず、グローバルなシェアが獲得できていない危機感がある。団体の代表は「伝統的な大企業は、資金や人材は豊富だが、課題も多い。革新的な技術やサービスを生み出す新しい事業や働き方を共有し、日本をよくする団体にしたい」と“異業種結集”の潜在能力の高さをアピールした。

『ジャパン・アズ・ナンバーワン』と謳われた1980年代を駆け巡った栄光、成功体験があるだけに企業環境が激変した21世紀の産業は何とも歯がゆい。新団体の若手社員は日本の黄金の80年代を知らない。今回の「One JAPAN」の命名に接して、思わず「No.1 ジャパン」を連想したのは、若手社員の気持ちを忖度すれば「ものづくり(日本的な工業製品の復活)」に懸ける想いの、いたたまれない行動からであろう。

税務会計

国外居住親族に係る扶養控除に注意 親族関係・送金関係書類の提出義務化

早いもので年末調整の時期が近付いてきた。外国人研究生や技能実習生を受け入れている企業は少なくないが、これらの企業は、年末調整に当たり、注意が必要になる。

それは、2016年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る親族関係書類や送金関係書類を提出又は提示することが義務化されたからだ。

これまで、所得控除の中でも扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の人的控除については、適用を受けるに当たり特に書類等の添付義務はなかったが、2015年度税制改正により、所得税法等の一部が改正され、2016年1月1日以後に支払いを受ける給与等及び公的年金等について、扶養控除等の適用を受ける場合には、国外居住扶養親族等に係る親族関係書類及び送金関係書類の源泉徴収義務者への提出・提示が義務付けられた。

改正の背景には、国外扶養親族等に係る扶養控除等の適用があった。納税者と「生計を一」にする親族でその年の合計所得金額が38万円以下の者がいる場合、配偶者控除等の所得控除が利用できる。しかし、外国人居住者については国外の扶養親族の確認が難しく、中には実在するのかわからないような扶養親族を多数掲げることで多額の扶養控除を受け、所得税や住民税の負担を全くしていないという外国人もいたようだ。

今週のキーワード

Japan As No.1

1979年にアメリカの社会学者でハーバード大学教授のエズラ・ヴォーゲル氏が日本について評価した著書で、日本型経営によって高度成長がもたらされたと賞賛し、日本の時代が訪れると予言した書。この時期は自動車、家電など、ものづくりの力によって、「メイド・イン・ジャパン」が世界的に評価され、世界一へと昇りつめる勢いがあった。終身雇用、年功序列賃金、企業内労組(労使協調)による賃金格差の小ささが日本的企業組織の原動力とされた。今はイノベーションへの渴望が強い。